

# 令和3年度事業計画

## I 基本方針

昨年から新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、日本社会も大変厳しい状況が続いています。こうしたなかで、米子市社会福祉協議会は、生活が困難な方を支援するため生活福祉資金の特例貸付や自立相談支援における相談支援等に取り組んでいます。

この取り組みのなかで、非正規雇用の人や休業に追い込まれた人、ひとり親家庭の方、コミュニティが限定されやすい在日外国人の方等多くの方が困窮している実態があり、今まで見えにくかった課題が浮き彫りにされています。こうした経済情勢は今後も続くことが予想されています。人々が自立した生活に向かえるよう、関係機関とも連携し相談支援に取り組んでまいります。

また、コロナ禍において人との接触が制限されたことから地域では人と人との関わりが少なくなりました。高齢者の方や障がいのある方はつながりが失われ孤立する人も増えていくことが懸念されます。このような状況のなか、地域で誰もが安心して自分らしく暮らしていく「地域共生社会」の実現に向け、住民同士が互いに支えあう仕組みをつくり、課題を共有し解決を図る取り組みを進めることが必要です。

本年度は住民主体の理念に基づき、地域住民やボランティアの方、福祉・保健・医療等の多様な機関・団体とのネットワークづくりを進め、「誰もが自分らしく、安心して生活を送ることができる地域社会の実現」に向けて、地域課題を把握し、解決を図るための包括的な支援体制づくりと総合相談支援事業の強化充実に取り組んでまいります。

## II 重点目標

### 1 組織体制と財政基盤の強化

法人経営における透明性の向上、財務規律の強化を進めるとともに役職員が「誰もが安心して暮らせるまちづくり」をめざし、連携して取り組む組織づくりを進めます。

近年、頻発する災害に向け、体制整備をすすめ、各機関との連携に努めます。

また、職員が安心して働くことができる環境整備を行うとともに、計画的な研修や資格取得の推進など職員の育成に努めていきます。

財源を確保する取り組みでは、事業見直しや収益事業の実施、会員拡大、寄付金の受入れを進め、本会の取組内容を周知し、福祉への理解や関心を促すよう情報発信や分かりやすい広報に努めます。

### 2 地域福祉事業の推進

地域の中で誰もが自分らしく活躍する社会をつくるには、地域のつながりと支え合いの仕組みづくりが重要となります。米子市社会福祉協議会では、地区社会福祉協議会と連携して在宅福祉員による見守り・援助活動やふれあいきいきサロン活動等を行っています。こうした活動を推進するとともに地域の課題、住民のニーズに基づいた地域福祉事業を地域住民、地区社協、福祉関係団体、行政等とともに取り組みます。

### 3 生活支援・総合相談事業の推進

よなご暮らしサポートセンターでは、様々な福祉課題を抱えた人々の相談窓口として相談体制を強化するとともに、様々な関係機関と連携を取り、制度を横断しながら解決への道を模索し生活支援・総合相談支援事業の推進を図ります。

また、地域包括支援課をはじめ福祉のまちづくり推進課とも連携して、個別支援の充実を図ります。

### Ⅲ 具体的事業計画

#### 事業・活動の内容

##### 1 法人運営事業

地域のニーズに対応し公益的な取組を行う社会福祉法人として適切な法人運営に努めます。また、安定的な事業運営と財政の健全化を目指すとともに広報活動等による情報発信に努め地域から信頼される組織づくりを進めます。

###### (1) 会議の開催

- ①正副会長会の開催
- ②理事会、評議員会の開催
- ③監事会の開催

###### (2) 苦情対応・解決

- ①苦情解決第三者委員、苦情受付担当者、苦情解決責任者の配置
- ②研修会への参加

###### (3) 財源の確保

- ・会員制度の周知と加入促進
- ・公的、民間助成制度の活用
- ・収益事業の実施（自動販売機設置）

###### (4) 共同募金の実施

- ・募金活動の充実と財源（配分金）確保

###### (5) 広報活動の実施

- ①会報「よなご社協だより」の発行（年4回発行）
- ②ホームページによる情報発信

###### (6) 福祉人材育成のための実習生の受け入れ

- ①社会福祉士養成のための実習

###### (7) 大会・研修会の開催及び参加

- ①第53回米子市社会福祉大会の開催
- ②米子市精霊会・流灯会の開催
- ③米子市民余芸大会の共催
- ④市、県、国及び県社協主催の大会・研修会への参加

###### (8) 顕彰の実施

- ①米子市社会福祉協議会長表彰並びに感謝状の贈呈
- ②米子市及び県社協への候補者の推薦

###### (9) 米子市社会福祉法人等連絡会の開催

- ・社会福祉法人との連携の取組み

## 2 地域福祉事業

地域で起こる様々な福祉課題を解決していくためには、行政施策と合わせて地域福祉活動による支援の仕組みづくりが必要となります。

現在米子市では、各公民館単位にて地区社会福祉協議会を中心に地域福祉活動が展開されています。また小地域（自治会単位）においても課題の把握、解決を目的とした住民主体の支え合い活動が実施されており、こうした活動を活性化するために地域住民、各福祉関係団体や事業所との協働を進めます。

また「米子市地域福祉計画・米子市地域福祉活動計画」にて掲げた基本目標を達成するために行政と連携し、計画に示した具体的な活動の実践に取り組めます。

### (1) 地域支援事業

- ①重層的支援体制整備事業（市行政委託事業）
- ②米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗管理
- ③地区版福祉のまちづくりプラン作成の推進
- ④地域における福祉教育の推進
- ⑤地域立子どもの遊び場の支援

### (2) 小地域ネットワーク事業

- ①在宅福祉員による見守り援助活動の推進
- ②ふれあい・いきいきサロン活動の推進
- ③支え愛マップづくり活動の推進

### (3) 地区社協活動支援事業

- ①地区社協活動財源の支援
- ②地区社協への各種情報提供

## 3 生活支援・総合相談事業（よなご暮らしサポートセンター）

コロナウイルスの影響により潜在的な生活困窮者の存在が浮き彫りになり、貧困、虐待、引きこもりなど見えにくかった社会的課題が浮き彫りになりました。

「よなご暮らしサポートセンター」では、様々な福祉課題を抱えた人々の相談窓口として、専門職による相談体制の強化を図り、個々の人々が抱える福祉課題について、制度を横断しながら解決への道を模索し、社会的孤立を防ぐ、個別・生活支援を推進します。

生活困窮者自立相談支援事業は、縦割りの福祉の弊害、制度の狭間にある「生活困窮者」への支援に加え、新たな生活困窮者の支援を公的機関だけではなく地域の社会資源などの様々な関係機関と連携しながら展開していきます。

日常生活自立支援事業は金銭管理などのサポートを通じ、安心して日常生活が送れるよう支援します。同時に成年後見人制度との連携を図ります。また若年層の利用者については新たな生活能力を獲得し、自立に向けた生活を送れるように助言ならびに支援します。

### (1) 生活困窮者自立相談支援事業の実施（市行政委託事業）

- ①自立にむけた相談支援の展開
- ②就労活動の支援
- ③自立支援計画の作成
- ④支援調整会議の開催(毎月1回)

- ⑤支援ネットワーク会議の開催
- (2) 日常生活自立支援事業の実施（県社協委託事業）
  - ①福祉サービス利用援助
  - ②日常的金銭管理サービス
  - ③書類など預かりサービス
  - ④内部審査会の開催（毎月1回）
  - ⑤契約締結審査会への参加（随時）
  - ⑥生活支援員の養成
- (3) 生計困難者に対する相談支援事業（えんくるり事業）
  - ①総合相談・支援事業の実施
  - ②個別支援会議の開催
  - ③社会資源開発事業
- (4) 資金貸付事業の実施
  - ①生活福祉資金貸付事業の実施（県社協委託事業）
    - ・福祉資金
    - ・教育支援資金
    - ・総合支援資金
    - ・不動産担保型生活資金
  - ②生活保護申請世帯一時貸付金事業（たすけあい金行）の実施
- (5) 総合相談事業の実施
  - ①一般相談の実施
- (6) フードパートナー事業の実施
  - ①生活困窮世帯への食料等の支援

#### 4 ボランティアセンター事業（市行政委託事業）

ボランティア活動の拠点として、市民のボランティアに対する理解と関心を深めるため、活動に必要な情報の収集・提供及び各種講座の開催を行い、コーディネート機能の充実とボランティアの育成や活動の支援を推進します。災害ボランティアセンターの運営マニュアル策定や、米子市と災害時の連携に関わる協議を進めていきます。

また、福祉教育では米子市小・中・特別支援学校福祉教育研究協議会と連携して、各学校において児童・生徒に対し、福祉のこころを育てる教育の実践を推進します。

- (1) ボランティアセンター事業の運営（市行政委託事業）
  - ①ボランティア活動の相談及び調整
  - ②各種ボランティア講座の開催
    - ・レクリエーション講座（4回）
    - ・ボランティア入門講座（5回）
    - ・ミニぼらんていあ祭（米子市ボランティア協議会と共催）
    - ・米子市福祉のつどい～1000人ウォーク～  
（米子市・米子市ボランティア協議会主催、米子市社協共催）
  - ③ボランティア活動保険、ボランティア行事保険の手続き
  - ④ボランティアセンター研修室等の管理運営

- ⑤各種ボランティア活動機材の貸出
- ⑥「ぼらんていあ情報」の発行  
(年6回発行、米子市ボランティア協議会との共同発行)
- (2) 介護支援ボランティア事業 (市行政委託事業)
  - ①高齢者ボランティア活動者の登録、手帳の交付
  - ②高齢者ボランティア活動の相談及び調整
- (3) 災害ボランティアセンターの運営準備
  - ①災害ボランティアセンター運営マニュアルの整備
- (4) 学校での福祉教育の推進
  - ①福祉教育推進校育成助成 (小学校: 23校、中学校: 11校、特別支援学校: 2校)
  - ②福祉教育推進研究協議会の開催 (年1回)
  - ③福祉教育実践記録集の発行・配布
  - ④図書贈呈事業 (令和元年度~4年度、今年度は小中学校9校)

## 5 地域包括支援センター事業 (市行政委託事業)

(担当地区: 東山・福生・福米中学校区)

地域包括支援センターは、平成18年から高齢者の総合相談窓口としての活動を行っております。

改正社会福祉法により、地域包括ケアの深化としての地域共生社会の実現に向かって、重層的支援体制整備事業が示されました。今後、米子市もこの事業に取り組んでいくことが地域福祉計画の中で示されております。今年度は、センターも包括的相談支援体制の整備に向けて、総合相談の強化に重点を置き活動いたします。これまで以上に、地域に出かけてセンターの広報活動を行い、地域の方の困りごとを早期に発見し、支援体制が取れるように他機関と連携を図りながら対応していきます。

また、昨年から続いているコロナ禍により、生活の変化に対応できず身体的・精神的に不調をきたす方も増えています。生活のしづらさを早期に発見対応できるよう感染対策をとりながら実態把握を進めていきます。

### (1) 介護予防ケアマネジメント業務

事業対象者に対して介護予防支援、要支援認定者に対して介護予防ケアマネジメント

### (2) 総合相談及び権利擁護業務

実態把握業務 (地域活動に参加して情報収集・在宅福祉員の見守り活動に同行)

総合相談 (生活の課題に対する支援・複合的な課題を持つ世帯への対応)

権利擁護業務 (地域活動の中での啓発活動・権利侵害の予防や対応)

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護支援専門員などに対して、日常的個別指導・相談の対応

利用者からの介護支援専門員・サービス事業所・施設に対する苦情の対応

困難事例に関して個別ケア会議の開催

介護支援専門員のネットワーク構築 (居宅介護支援事業所連絡会の開催)

### (4) 地域包括ケアシステムに関する業務

地域の社会資源が連携する場づくり (ふくよね在宅ケア連携の会の計画的な開催)

6地区で開催されている地域の課題解決に向けた会議への参加・協力

(5) 緊急連絡体制整備事業

新規設置の相談、作動確認・利用者の実態把握、待機電話で通報時の対応

(6) 介護予防事業

① 認知症理解啓発事業

- ・認知症理解啓発事業(認知症理解絵本教室、高齢者疑似体験学習等)
- ・タッチパネル式認知症簡易検査機器による相談対応

②地域活動サポート事業

- ・サロン等地域活動、地域サポーター活動、介護予防地区講座連携支援

(7) 認知症初期集中支援推進事業

チーム員会議の出席、チーム員研修開催

(8) 後期高齢者健口機能向上支援事業

福生西地区で実施予定

(対象者の抽出、歯科医師・言語聴覚士による講義・検診、フォローアップ教室)

(9) その他 (医療・福祉人材の育成)

- ・実習受け入れ (米子医療センター・米子北高校・鳥取看護大学・鳥取大学・訪問看護養成講座・在宅医療推進のための看護師養成プログラム・福祉大学等)
- ・医療介護連携に係る活動  
各種研修会の企画・参加・講師派遣等

6 ファミリー・サポート・センター事業 (市行政委託事業)

米子市内に居住している者(依頼会員は在勤者も含む)を対象とし、育児の援助を行いたい者(援助・両方会員)と育児の援助を受けたい者(依頼・両方会員)を会員として組織化し、保護者が子どもを育てやすい環境を整備するとともに、地域における子育て支援を推進します。

(1) ファミリー・サポート・センターの運営

①会員募集及び登録

- ・依頼会員登録説明会(年60~70回)
- ・援助会員養成講習会(年2回)
- ・会報誌の作成及び配布(年2回)

②会員の育成や交流を目的とする会の開催

- ・緊急救命講習及び事故防止に関する講習(年2回)
- ・フォローアップ講習会(年1~2回)
- ・会員交流会(年2回)

③サブリーダーの選任及び育成指導

- ・アドバイザー、サブリーダー連絡調整会(年10回)

④会員相互の援助活動の調整

- ・依頼(両方)会員、援助(両方)会員のマッチング

⑤他のファミリー・サポート・センター及び関係機関との連絡調整

- ・(女性労働協会主催)全国交流会、アドバイザー研修会への参加

## 7 福祉バス運行事業

市内の高齢者の社会参加の促進と福祉団体の研修・大会等への参加を通じて研鑽を積むことで活動の活性化を図り、福祉の向上を目的として運行します。また、運行にあたっては、新型コロナウイルス感染症への防止対策を図ってまいります。

- (1) 老人福祉バスの運行（市行政委託事業）
- (2) 社会福祉バスの運行

## 8 福祉団体等への支援・協力

各種募金団体の事務を行い、米子市の福祉活動の財源を確保するとともに市内の福祉団体の事務局運営ならびに活動助成を行うことで、自立を促します。そして協力体制により誰もが暮らしやすいまちづくりのために協働を推し進めます。

- (1) 募金団体の事務局運営
  - ①米子市共同募金委員会（10月募金実施）
  - ②日本赤十字社米子市地区（6月募金実施）
  - ③米子地区更生保護協力会（8月募金実施）
- (2) 福祉団体の事務局運営と自主活動化の支援
  - ①福祉団体の事務局運営 9団体
    - ・米子市老人クラブ連合会
    - ・米子市肢体不自由児父母の会
    - ・米子市手をつなぐ育成会
    - ・米子市身体障害者福祉協会
    - ・米子市連合母子会
    - ・米子市遺族会
    - ・米子更生保護女性会
    - ・米子市地区社会福祉協議会長連絡会
    - ・米子市ボランティア協議会
  - ②福祉団体の育成助成団体 11団体
    - ・米子市民生児童委員協議会
    - ・米子市連合婦人会
    - ・米子市老人クラブ連合会
    - ・米子市肢体不自由児父母の会
    - ・米子市手をつなぐ育成会
    - ・米子市身体障害者福祉協会
    - ・鳥取県視覚障害者福祉協会西部支部
    - ・米子市連合母子会
    - ・米子市遺族会
    - ・米子更生保護女性会
    - ・米子保護区保護司会

## 9 介護事業

高齢者人口が増える中、2025年には団塊世代が75歳以上となり超高齢化社会となります。米子市の高齢化率も30%に達する見込みです。

よどえ通所介護事業所は「可能な限り慣れ親しんだ地域で生き生きと生活したい・住み慣れた我が家で最後まで暮らしたい」という地域のニーズに応え事業を行い、開設より28年目を迎えます。

地域に根差し開かれた施設として存在し、何よりも社会福祉協議会の使命である「住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進」を実現するため事業を継続していきます。

### (1) よどえ通所介護事業所（よどえデイサービスセンター）

末永く自宅で過ごしてもらえるよう自立支援や重度化の防止となるケアや機能訓練、認知症予防体操等を実施いたします。また、四季折々の行事等、楽しく過ごしていただけるよう工夫するとともにご家族との交流をはかり、信頼される施設を目指します。

※通常型デイサービスセンター（利用定員25人/日）